

# 提 案 書

令和7年7月25日

美咲町議会議長 松 島 啓 様

美咲町長 青 野 高 陽



次の議案を提出するから、議会において議決を経てください。

## 記

- 議案第84号 令和7年度美咲町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第85号 工事請負契約の変更について
- 議案第86号 工事請負契約の変更について
- 議案第87号 工事請負契約の変更について
- 議案第88号 財産の取得について
- 議案第89号 財産の取得について
- 議案第90号 財産の取得について
- 議案第91号 財産の譲渡について

令和7年度

美咲町歳入歳出補正予算書

岡山県久米郡美咲町

目

次

1. 美 咲 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )	.....	1
------------------------------------	-------	---

# 美 咲 町 一 般 会 計

議案第84号

令和7年度 美咲町 一般会計補正予算(第3号)

令和7年度美咲町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,298,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

令和7年7月25日

美咲町長 青野高陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		2,090,943	1,423	2,092,366
	1 総務管理費	1,797,615	1,423	1,799,038
8 土木費		1,076,937	0	1,076,937
	3 河川費	126,822	0	126,822
15 予備費		51,539	△1,423	50,116
	1 予備費	51,539	△1,423	50,116
歳 出	合 計	11,298,785	0	11,298,785

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,090,943	1,423	2,092,366				1,423
8 土木費	1,076,937	0	1,076,937				
15 予備費	51,539	△1,423	50,116				△1,423
歳出合計	11,298,785	0	11,298,785				

2 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
5財産管理費	97,640	1,423	99,063				1,423	13使用料及び賃借料	1,423	公用車臨時管理費	1,423
計	1,797,615	1,423	1,799,038				1,423				

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

4防災対策事業費	121,925	0	121,925					12委託料	20,000	
								14工事請負費	△20,000	
計	126,822	0	126,822							

(款) 15 予備費

(項) 1 予備費

1予備費	51,539	△1,423	50,116				△1,423			予備費	△1,423
計	51,539	△1,423	50,116				△1,423				

## 議案第 85 号

### 工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 25 日

美咲町長 青 野 高 陽

### 工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 多世代交流拠点関連施設集約化事業<br>美咲町役場本庁舎解体撤去工事   |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約金額   | 変更前 149,600,000円<br>(内消費税額 13,600,000円)<br>変更後 166,540,000円<br>(内消費税額 15,140,000円) |
| 4 契約の相手方 | 岡山市中区倉田 393 番地の 1<br>エヌエス日進株式会社<br>代表取締役 長崎 伸彦                                     |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第86号

### 工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年7月25日

美咲町長 青野高陽

### 工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美咲町条例第65号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 柵原学園関連施設集約化事業<br>柵原西小学校（2工区）解体撤去工事   |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約金額   | 変更前 178,200,000円<br>(内消費税額 16,200,000円)<br>変更後 191,675,000円<br>(内消費税額 17,425,000円) |
| 4 契約の相手方 | 美咲町吉ヶ原393番地の2<br>株式会社月の輪建設工業<br>代表取締役 赤本 裕   |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第 87 号

### 工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 25 日

美咲町長 青野 高陽

### 工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 柵原学園関連施設集約化事業<br>柵原東小学校解体撤去工事  |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約金額   | 変更前 198,000,000円<br>(内消費税額 18,000,000円)<br>変更後 243,716,000円<br>(内消費税額 22,156,000円) |
| 4 契約の相手方 | 岡山市中区倉田 393 番地の 1<br>エヌエス日進株式会社<br>代表取締役 長崎 伸彦                                     |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第 88 号

### 財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 25 日

美咲町長 青 野 高 陽

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の目的  | 耐用年数を経過した職員用パソコン更新のため                           |
| 2 取得品目等  | 職員用パソコン 52 台                                    |
| 3 取得金額   | 10,892,750 円<br>(内消費税額 990,250 円)               |
| 4 取得の相手方 | 岡山市北区磨屋町 3 番 10 号<br>扶桑電通株式会社 岡山営業所<br>所長 西山 智宏 |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第 89 号

### 財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 25 日

美咲町長 青 野 高 陽

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 65 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 美咲町消防団の消防ポンプ自動車老朽化による更新のため                           |
| 2 取得品目等  | 消防ポンプ自動車（CD-I 型） 1 台                                 |
| 3 取得金額   | 29,260,000 円<br>(内消費税額 2,660,000 円)                  |
| 4 取得の相手方 | 岡山市北区大供 1 丁目 6 番 3 号<br>株式会社岡山森田ポンプ<br>代表取締役 藤 井 幹 久 |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第90号

### 財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和7年7月25日

美咲町長 青野高陽

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年美咲町条例第65号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | スクールバス老朽化による更新のため                                |
| 2 取得品目等  | 小型スクールバス（29人乗り） 1台                               |
| 3 取得金額   | 11,880,000円<br>(内消費税額1,080,000円)                 |
| 4 取得の相手方 | 津山市高尾631番地<br>岡山三菱ふそう自動車販売株式会社 津山支店<br>支店長 石川 慎二 |

#### 提案理由

政令及び条例で定める基準を超えているため。

## 議案第91号

### 財産の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和7年7月25日

美咲町長 青野高陽

### 財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 財産の表示

##### (1) 土地

所在地	美咲町打穴下1番1 外3筆
地目	宅地
地積	2,992.12平方メートル

##### (2) 建物

上記の土地に附随する建物及び建物に附帯する設備一式

2 譲渡金額 299,212円

3 譲渡の相手方 美咲町錦織2220番地3  
農業法人三保ファーム株式会社  
代表取締役 杉本 正博

#### 提案理由

未利用普通財産の有効活用を図るため。

売払物件の表示

土地	所在地		地目	地籍 (㎡)
	岡山県久米郡美咲町打穴下 1 番 1		宅地	1,018.00
	岡山県久米郡美咲町打穴下 1 4 番 1		宅地	1,153.00
	岡山県久米郡美咲町打穴下 1 5 番 1		宅地	742.00
	岡山県久米郡美咲町打穴下 1 番 3		宅地	79.12
	計		4 筆	2,992.12
建物	所在地		岡山県久米郡美咲町打穴下 1 番 1 外	
	種類	構造		床面積 (㎡)
	ライスセンター	鉄骨造平屋建て		533.25
	保管庫棟	鉄骨造平屋建て		358.87
	集出荷施設棟	鉄骨造平屋建て		258.74